

## 市外からの転校(引越し)の場合

(他市町村 ⇒ 浦添市)

(1) 現在、通学中の学校より ① 在学証明書 ② 教科書給与証明書を受取る。



(2) 市民課窓口で転入届出の際に ①・② 及び他市町村発行の転出証明書を提出し、転入の手続きをする。

①・② を確認後、市民課 で学校指定の「児童・生徒の転入学通知書」を交付。



(3) 指定校にて手続きを行う。

※ 手続きの際には新しい学校への書類( ① 在学証明書 ② 教科書給与証明書 ③ 転入学通知書 )の提出などもありますので、時間にゆとりをもって行動することをお勧めします。

※ 通常、住民登録(転入)の手続きの翌日(土日祝日の場合等はその次の日)が、新しい学校への登校初日となります。転入学通知書に指定日が記載されていますので、確認して下さい。

クラス配置などの準備がありますので、指定日の前日までには新しい学校での手続きを行って下さい。

※ 指定日以後に登校すると、それまでの日数は欠席扱いとなりますので、ご注意ください。

※ 浦添市へ引越しの際には、速やかに指定された学校への転校手続きを行って下さい。